

[事案 2023-343] 転換契約無効請求

- ・令和 6 年 9 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 12 月に転換前契約を転換して契約した終身保険（契約①）と、平成 28 年 7 月に契約①を転換して契約した組立型保険（契約②）について、以下の理由により、転換を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約①について、自分が断っているにもかかわらず保険内容を一方的に説明され、仕事の時間帯に再度来て邪魔をされ、同僚にも迷惑をかけてしまい、考える時間がなかったので仕方なく契約した。
- (2) 契約①について、契約時に募集人に確認したところ、掛け捨てではないということだったのでそれなりに積み立ててくれる保険なのだと思ったが、実際はほとんど掛け捨ての保険であった。
- (3) 契約②も、実際はほとんど掛け捨ての保険であった。
- (4) 契約②の保険内容を説明されていない。募集人は、朝自宅を訪問して説明し、サインをもったというが、家族が仕事に出る忙しい時間帯に来てもらうことなど絶対に無い。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各転換の後には、定期的な訪問や、契約内容通知文書等で情報提供していたが、転換前契約を復旧させる要望はなく、保険料の支払いを継続し、特約の付加や死亡保険金受取人・指定代理請求人の変更等をしており、申立人には契約継続の意思があった。
- (2) 各転換の際には、パンフレット、設計書等を用いて説明した等の事実があるため、錯誤に陥っていたとしても重過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各転換当時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。